

# 燃料用優良木質ペレット表示基準

一般社団法人 日本木質ペレット協会  
平成24年 1月25日 制定

## 第1 趣旨

この基準は、燃料用優良木質ペレット認証規程第14条の規定に基づき、認証製品への表示の方法を定めるものである。

## 第2 表示

一般社団法人日本木質ペレット協会の認証を取得した製造者または販売者は、認証製品の包装に以下の事項を表示しなければならない。

- (1) 認証マーク
- (2) 認証番号
- (3) 製品名及び認証の種類
- (4) 認証を受けた者の名称及びその連絡先電話番号
- (5) 製造業者の名称及び製造工場の名称又は製造工場を表す文字。
- (6) 製造年月又はロット番号
- (7) 内容量（重量）
- (8) 認証書記載の使用上の注意事項

## 第3 表示の方法

最小販売単位の各袋及び各梱毎に、見やすい箇所に、別記1に定める様式A又はBのシールを貼付又は印刷すること。ただし、別記1の様式Aを用いる場合は、第2表示の(2)～(12)を自社ラベルに記載すること。

2 フレコンバッグ、バルク車等を用いて販売する場合は、送り状に別記1に定める様式のシールを貼付してもよい。なお、第1項はこれを準用する。

## 第4 表示様式等の報告

認証申請の際、認証番号の欄を空欄として、使用するシール又は表示印刷の原稿を添付し本会の承認を得るものとする。

なお、認証された製品であっても、ここに定める表示基準に適合する表示が行われていないものは、「燃料用優良木質ペレット」と称することはできない。

別記 1

表示の様式は下記による。

様式 A



様式 B

<p>認証の種類： 木質ペレット A</p>
認証番号
製品名 認証の種類
認証取得者名 (連絡先)
製造業者 製造工場
製造年月、ロット番号（「別記」として記載してもよい）
内容量（重量）
使用上の注意事項 （「別記」として記載してもよい）